



清流の国ぎふ

岐 阜 県 庁 舎 再 整 備

基 本 構 想

平成28年3月

岐 阜 県

目次

はじめに

1	基本理念・基本方針	1
2	新庁舎に求められる性能	3
3	新庁舎に備えるべき機能	1 1
4	敷地条件	2 1
5	敷地利用の考え方	2 4
6	新庁舎の規模	2 6
7	事業費・スケジュール	3 1
8	今後の進め方	3 2
9	県庁舎周辺県有施設の利活用の検討	3 3

はじめに

昭和41年2月に建設された現在の県庁舎は、今年で築50年が経過し、建物や設備の老朽化により今後、維持・修繕コストが増大していくことが見込まれています。

また、少子高齢化や国際化などの社会情勢の変化による行政事務の増大や、県に求められるニーズの多様化による業務の拡大に伴い、現庁舎の狭隘化が進み、本来必要とされるスペースが十分に確保できていません。

さらに、県庁舎には大地震直後に災害対策の中核拠点として機能するための高い耐震性が求められますが、現在の県庁舎は大地震が発生した場合、建物自体の損傷や設備の破損により、その機能が十分に発揮できないことが危惧されています。

様々な課題を抱える県庁舎の再整備については、県議会においても度々取り上げられ、様々な議論が行われてきました。平成26年7月には県内部の検討組織「県庁舎再整備研究会」を立ち上げ、同年12月には外部有識者で構成する「岐阜県庁舎再整備検討委員会」を設置、さらに平成27年5月には県議会に「県有施設再整備対策特別委員会」が設置され、様々なご意見を伺いながら、県庁舎の再整備について検討を進めてきました。

「岐阜県庁舎再整備基本構想」は、これまでの県議会や「岐阜県庁舎再整備検討委員会」などで議論された内容を踏まえて、現時点において想定できる内容を盛り込んで取りまとめたものであり、新庁舎の基本理念・方針、必要な性能・機能、敷地利用の考え方、規模、概算事業費、スケジュール等、事業の基本的な方針を示すものです。

なお、本構想の内容は、設計段階においても、各界各層をはじめ、広く県民の皆様のご意見を伺いながら、見直しを図るとともに、詳細な検討を行うこととしております。

◇基本構想策定までの経緯

平成26年	3月	「県有施設整備基金」への積み立て開始
	7月	「県庁舎再整備研究会」の設置 ^{*1}
	12月	「岐阜県庁舎再整備検討委員会」の設置 ^{*2}
平成27年	5月	県議会「県有施設再整備対策特別委員会」を設置
	6月	県政モニターへのアンケート調査を実施
	9月	県民意見募集（パブリック・コメント）の実施
	10月	職員に対するアンケート調査の実施
平成28年	1月	「岐阜県庁舎再整備基本構想（案）」を公表 パブリック・コメントの実施
	3月	「岐阜県庁舎再整備基本構想」の策定

*1：県庁舎再整備研究会 平成26年7月～平成27年12月 計9回開催

*2：岐阜県庁舎再整備検討委員会

	期日	議題
第1回	平成26年12月 1日	岐阜県庁舎の現状と課題について
第2回	平成27年 2月26日	岐阜県庁舎の再整備における課題について
第3回	平成27年 6月 1日	岐阜県庁舎の再整備について
第4回	平成27年10月 6日	岐阜県庁舎再整備基本構想等について
第5回	平成28年 3月 3日	岐阜県庁舎再整備基本構想（案）について

1 基本理念・基本方針

新庁舎建設の基本理念は、危機管理をはじめ、各種行政サービスを担う**県政の拠点**としての役割を十分果たすとともに、豊かな自然と伝統文化に彩られた「**清流の国ぎふ**」を象徴する県庁舎の整備とします。

このため、ふるさと岐阜県の魅力を内外に発信するとともに、環境にやさしく、長きにわたり県民に親しまれる県庁舎という視点も入れて、求められる性能や備えるべき機能を踏まえた次の5つの基本方針を定め、新庁舎の整備を推進します。

(1) 県民の暮らしを守る、安全・安心な県庁舎

○大地震等の災害に対する高い耐震性・安全性の確保

- ・地震や風水害をはじめとする様々な危機を想定し、高い耐震性と安全性を確保した庁舎とします。

○危機管理機能の充実

- ・県民の暮らしを守るために、災害時に県の司令塔としての役割を十分に果たせる危機管理機能を整備します。

○適切なセキュリティ対策の実施

- ・県が扱う個人情報や機密情報を確実に保護するため、セキュリティに十分に配慮した庁舎とします。

(2) 県民が集い、県民に親しまれる県庁舎

○風格と親しみやすさを併せ持つ「清流の国ぎふ」の象徴

- ・建物は県庁舎に相応しい風格を持ちながらもシンプルな形状とし、華やかな装飾は極力避け、県民に親しまれるとともに、主要な部分には県産材や県産品を積極的に活用し、「清流の国ぎふ」を象徴する空間づくりに努めます。

○利便性の高い、開かれた庁舎づくり

- ・県民等が気軽に訪れ、集い、交流や情報交換ができる庁舎とするために、利便性の向上と県民サービス機能等の整備を検討します。

○ユニバーサルデザインの追求

- ・年齢、性別、障がいの有無、使用言語等にかかわらず、すべての利用者が円滑かつ快適に利用できるユニバーサルデザインを追求した庁舎とします。

(3) 質の高い行政サービスを提供する県庁舎

○働きやすい執務環境の整備

- ・県民に質の高い行政サービスを提供するため、職員が効率的に働くことのできる執務環境を整備します。

○フレキシビリティの確保

- ・時代と共に変化し多様化する行政ニーズに迅速に応え、県庁舎に求められる社会的責任を果たすために、高いフレキシビリティを確保します。

(4) ライフサイクルコストに配慮した長寿命な県庁舎

○ライフサイクルコストの低減

- ・計画から設計、建設、維持管理、更新、解体までの建物の生涯全体を見据えたコスト検討により、必要な機能を満たした上で、ライフサイクルコストの低減を図ります。

○長寿命な県庁舎

- ・高いフレキシビリティと耐久性を確保し、維持管理や更新の容易な計画とすることで、庁舎の長寿命化を図ります。

(5) 環境共生・低炭素型の県庁舎

○省エネルギー・省資源対策の推進

- ・環境対策を主導する立場として、先進的な技術を導入するとともに、様々な技術の活用による省エネルギー・省資源対策を推進します。

○再生可能エネルギーと資源の有効活用

- ・積極的な再生可能エネルギーの活用や資源の有効活用により、環境負荷を低減し地球環境の保全を図ります。

2 新庁舎に求められる性能

(1) 耐震性・安全性

1) 耐震性の確保

大地震時に危機管理拠点として機能する耐震性を確保するため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」を満たす次の耐震性を確保します。

構造体：Ⅰ類 建築非構造部材：A類 建築設備：甲類

◆耐震性・安全性の目標

部 位	分類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構造体 (柱・梁・基礎等)	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材 (外壁仕上げ、建具、 間仕切り、天井等)	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備 (電力供給、照明、 通信、給排水、 衛生、空調、エレ ベーター設備等)	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

出典：国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

2) 什器等の転倒対策

地震の揺れが建物に伝わりにくい免震又は制震構造や、転倒対策に対応した什器の導入等を検討し、利用者の安全を確保します。

3) インフラの確保

①電力

- ・ 商用電力の途絶対策として、二カ所の変電所からの受電を図ります。
- ・ 断水の影響を受けない空冷方式の非常用発電機を設置し、さらなる電力供給の信頼性向上を図ります。
- ・ 停電の長期化に備え、非常用発電機は長時間の連続運転に適したものを採用する等、1週間程度は災害対策に支障が生じないように努めます。
- ・ 非常用発電機の燃料供給が途絶することも想定し、少なくとも72時間分の運転に必要な燃料を備蓄するとともに、事業者との協定に基づき早期の燃料確保を図ります。

②通信

- ・ 災害時の通信機能の確保のため、複数の通信事業者からの通信線引き込みを図り、併せて被災地周辺への電話が集中した場合でも発信回線数の規制を受けない災害時優先電話の整備を行います。
- ・ 通信ケーブルの断線も想定し、衛星回線、防災行政無線等を利用した無線通信を確保します。

③給水

- ・ 新庁舎の敷地は地下水の利用が可能であるため、敷地外のインフラ途絶による断水は回避できますが、敷地内での揚水機器故障等のリスクも考慮し、災害対応時に必要となる量（職員の20%程度、3日分）の飲料水及び雑用水を受水槽や地下ピット※1を利用した貯水槽に確保することとします。

④排水

- ・ 公共下水管への汚水等の排水が不可能となる場合を想定し、十分な容量の排水槽を確保するとともに、臨時の排水槽による一時的な貯留対策を検討します。

※1 地下ピット

給排水の配管や電気の配線を土中に埋設するための溝。配管・配線の修理・交換等のメンテナンススペースとなる。

(2) 防犯性（セキュリティ）

1) セキュリティ区分の明確化

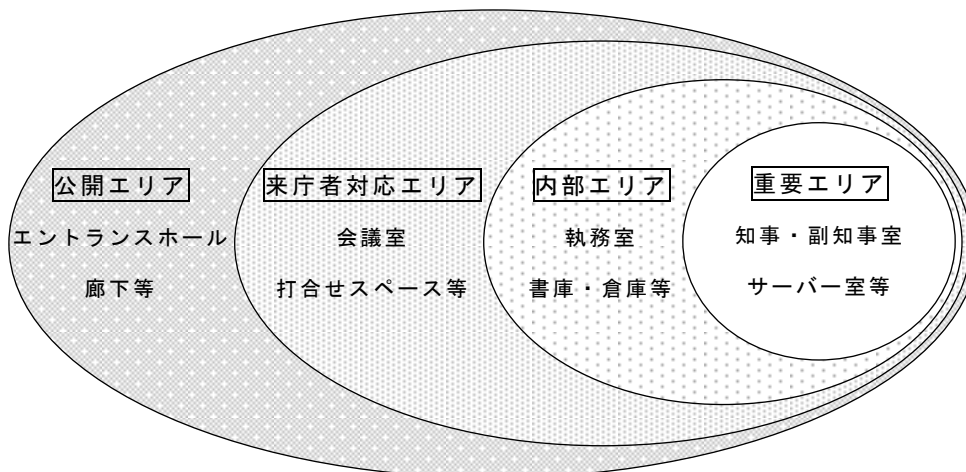
県が取り扱う個人情報、機密情報の保護や防犯等に配慮するため、「来庁者に開放するスペース」と「立ち入りを制限するスペース」を明確にし、各スペースの重要度に応じて、必要なセキュリティ区分を設定します。

2) 休日・夜間時のセキュリティ確保

休日・夜間時について、運用面も含めて必要なセキュリティが確保できる計画とします。

3) セキュリティ技術の活用

ICカード及び生体認証やセキュリティゲート等、セキュリティの確保を補完する技術の導入を検討します。



エリア分類	セキュリティレベル	対象場所の例	考え方	立ち入り可否	
				来庁者	職員
重要	最高	知事・副知事室、サーバー室等	重要度の高い情報を扱う、特定の職員のみ入室可能なエリア	×	△
内部	高	執務室、書庫・倉庫等	来庁者の立ち入りを制限する、職員の執務用エリア	×	○
来庁者対応	中	会議室、打合せスペース等	相談や申請等の特定の目的を持った来庁者に対する対応エリア	○	○
公開	低	エントランスホール、廊下、展示コーナー、展望台等	業務時間内は来庁者が自由に利用できるエリア	○	○

セキュリティ区分のイメージ

(3) デザイン・景観性

建物のデザインは、県民が誇りに思える、県庁舎に相応しい風格を備えたものとし、それと同時に、周辺地域の景観と調和し、永く県民に親しまれるデザインとし、

また、木材、石材等の県産材、陶磁器、タイル、和紙、木製家具類等の県産品を積極的に活用し、「清流の国ぎふ」を象徴する空間づくりに努めます。



本美濃紙



東濃の壁装飾タイル



飛騨家具

(4) ユニバーサルデザイン

1) すべての利用者にとって使いやすい庁舎づくり

新庁舎はエントランスホールを中心にわかりやすく、シンプルな空間構成とします。また、建物各部や什器の形状等に配慮し、誰もが使いやすい庁舎とするため、ユニバーサルデザインを追求します。

2) サイン計画

サインのデザイン・色彩・位置に配慮し、ピクトグラム^{※2}や点字表示等の多様な情報伝達手段を採用することで、すべての利用者にわかりやすいサイン計画とします。

3) 障がい者・高齢者等への配慮

水平移動にかかる段差の解消やエレベーターの適切な配置等により、障がい者や高齢者が円滑に移動できる空間とします。

また、高齢者や子ども連れの来庁者、車いす利用者、オストメイト、その他の障がい者等の誰もが利用できる多目的トイレを各階に整備します。



多目的トイレのイメージ

※2 ピクトグラム

文字の代わりに絵や図で情報を伝達するサイン。使用言語に制限されず、直感的に情報を伝達することが可能である。

(5) 経済性（長寿命化対策）

1) ライフサイクルコストの低減

新庁舎は建設費等のインシヤルコストだけでなく、光熱水費、維持管理費、修繕費、更新費等のランニングコストを含めた、ライフサイクルコストの低減を図ります。

建物のライフサイクルコストのうち、光熱水費は大きな割合を占めるため、省エネルギー・省資源対策については特に配慮します。

2) 耐久性の向上

構造体については高強度のコンクリート※³等の使用により、高い耐久性を確保します。

また、仕上げ材や設備についてもコストや更新性、維持管理のしやすさ等を総合的に考慮し、耐久性の高いものを選定するよう努めます。

3) フレキシビリティの確保

将来の行政ニーズの変化に伴う用途変更や建物の性能・機能の向上に対応できるように、荷重や設備スペースに適切な余裕を確保します。

4) 維持管理のしやすい建物

建物の長寿命化を図るためには、日常の清掃や点検、修繕を適切に実施することが重要になります。

新庁舎は維持管理が円滑に実施できるよう、メンテナンススペースを確保するなど建築・設備計画に配慮した建物とします。

5) 更新のしやすい建物

建物は耐用年数が異なる様々な部材で構成されています。各部材の更新時に、更新の必要のない他の部材の撤去・復旧等の工事を最小限にするよう考慮します。

※3 高強度のコンクリート

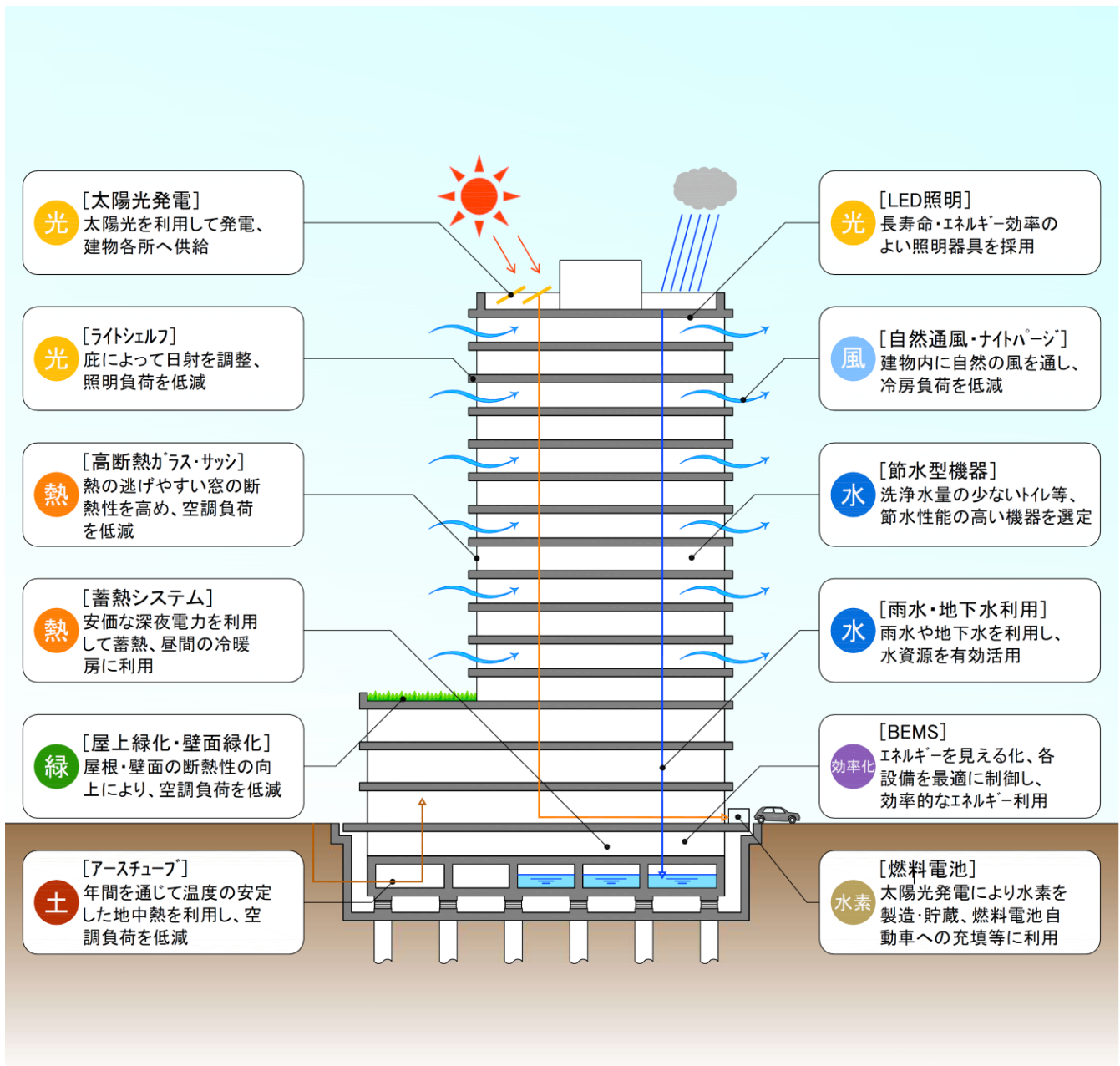
高層の建物や大空間の建物の実現のために開発された、普通のコンクリートよりも高い強度をもつコンクリート。水分が少ないため、ひび割れ等のコンクリートの劣化原因となる現象が少なく、寿命が100年を超える建物を実現することもできる。

(6) 環境負荷低減性

1) 省エネルギー・環境性能

省エネルギー性能及び総合的な環境性能の目標は、次のとおりとします。

- ・ 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS^{※4}) : ☆☆☆☆以上
- ・ 建築環境総合性能評価システム (CASBEE^{※5}) : Sランク



環境に配慮した庁舎のイメージ

2) 先進的な環境技術の導入

環境対策を牽引する県の役割を踏まえ、先進的な環境技術（太陽光発電を利用した水素ステーション等）の導入を検討します。

3) 積極的な省エネルギー・省資源対策

屋上・壁面緑化や高断熱ガラス等の採用により建物の断熱・遮熱性能の向上を図るとともに、LED照明や節水型機器等の省エネルギー・省資源機器の導入を検討します。

さらに、ビルエネルギー管理システム（BEMS^{※6}）の導入により、エネルギーを見える化し、各設備を最適に制御することでエネルギーの有効活用を図ります。

4) 再生可能エネルギーの活用・資源の有効利用

太陽光や自然通風、地中熱等の再生可能エネルギーを積極的に活用します。（太陽光発電、ナイトページ^{※7}、アースチューブ^{※8}等）

また、飲料水には地下水、トイレの洗浄水や外構の散水には雨水・中水を利用する等、水資源の有効利用を図ります。

※4 B E L S (Building Energy-efficiency Labeling System)

建築物(非住宅)の省エネルギー性能を評価し表示する制度。

建築物の省エネルギー性能は、一次エネルギー消費量に基づき算出される値により、☆から☆☆☆☆までの5段階評価で格付けされる。

☆☆☆☆は基準となる一次エネルギー消費量を、3割以上削減することが求められる。

※5 C A S B E E (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)

建物の総合的な環境性能を評価し格付けする手法。

省エネルギーやエコマテリアルの使用等の環境負荷軽減と、室内の快適性や景観への配慮等の環境品質・性能を総合的にS、A、B+、B-、Cの5段階で評価する。

「官庁施設の環境保全性基準（国土交通省）」により、延床面積が2,000㎡以上の新築の事務庁舎の場合、Aランク以上の水準とすることが求められている。

※6 B E M S (Building Energy Management System)

照明や空調などの設備機器の運転やエネルギー消費量を一元的に管理することで、エネルギー消費量の削減を図るシステム。

「設備機器の運転を監視・制御する機能」や「エネルギー消費量のデータを計測・解析する機能」をもつ。

※7 ナイトページ

冷房時期において、昼間に建物の室内や躯体に蓄えられた熱を、外気温が低下する夜間に換気により排出することで、冷房負荷の低減を図る手法。

※8 アースチューブ

年間を通して、温度の安定した地中熱を利用して、空調負荷の低減を図る手法。建物に取り入れる外気を地中に埋め込まれたダクトに通し、夏期には冷却、冬季には加熱する。

3 新庁舎に備えるべき機能

(1) 行政機能

1) 執務機能

県民に質の高い行政サービスを提供するために、より効率的な業務遂行を促進する執務機能を整備します。

執務室はセキュリティを確保しつつ、会議室や打合せスペースについては県民も気軽に利用でき、職員同士あるいは県民との対話を通じて新たな施策立案につなげていける環境を整備します。

○執務室

- ・各組織間の連携の強化や、職員間のコミュニケーションの促進が期待できるオープンフロア^{※9}の導入について検討します。
- ・フロア全体を有効活用でき、将来の行政ニーズの変化に柔軟に対応できるユニバーサルレイアウト^{※10}の導入について検討します。
- ・ICT^{※11}化に対応した合理的で生産性の高い執務室とします。
- ・保存文書の共用・電子化を推進し、行政情報の適切な管理と業務効率の向上を図ります。
- ・作業効率の向上と各組織・職員間のコミュニケーションの促進を目的に、リフレッシュスペースの設置を検討します。
- ・適切な入退室管理を行い、セキュリティに配慮します。
- ・業務関連度の高い部署同士を近接配置し、効率的な業務が行えるように配慮します。

※9 オープンフロア

オフィス内を仕切る壁やパーティションを取り払い、大きなスペースを確保し、デスクをレイアウトするオフィス形式。

※10 ユニバーサルレイアウト

部門構成に依存せずにデスクのレイアウトを標準化することで、組織改正時は「人」と「書類」の移動のみで対応し、レイアウト変更が原則不要なオフィスプラン。

※11 ICT (Information and Communication Technology)

情報・通信技術の総称。

○会議室

- ・来庁者対応、会議、説明会等の用途に応じた設備を備えた会議室を設置します。
- ・会議室は十分な数と広さを設けるとともに、可能な限り共用化を図り、予約システムを活用することで、稼働率の向上を図ります。
- ・使用用途や人数に柔軟に対応できるものとしします。

○打合せスペース

- ・急な来客や打合せにも対応できるように、打合せスペースを執務室内に整備します。
- ・使用用途や人数に柔軟に対応できる机や椅子を設置します。

○ロッカー室・更衣室

- ・職員用のロッカー室・更衣室を執務室に近接させて設置します。
- ・職員数に応じたスペースを確保するとともに、職員定数の増減や男女比の変動に柔軟に対応できるように配慮します。
- ・貴重品の保管場所となるため、特にセキュリティに配慮します。

○書庫・倉庫

- ・書庫・倉庫は適正な数と広さを設けるとともに、可能な限り共用化を図ります。



執務室のイメージ

2) 危機管理機能

地震や風水害等をはじめとする様々な危機に備え、必要な耐震性と安全性を確保するとともに、災害対策における県の司令塔としての役割を十分に果たすことができる危機管理機能を整備します。

○災害対策本部員室

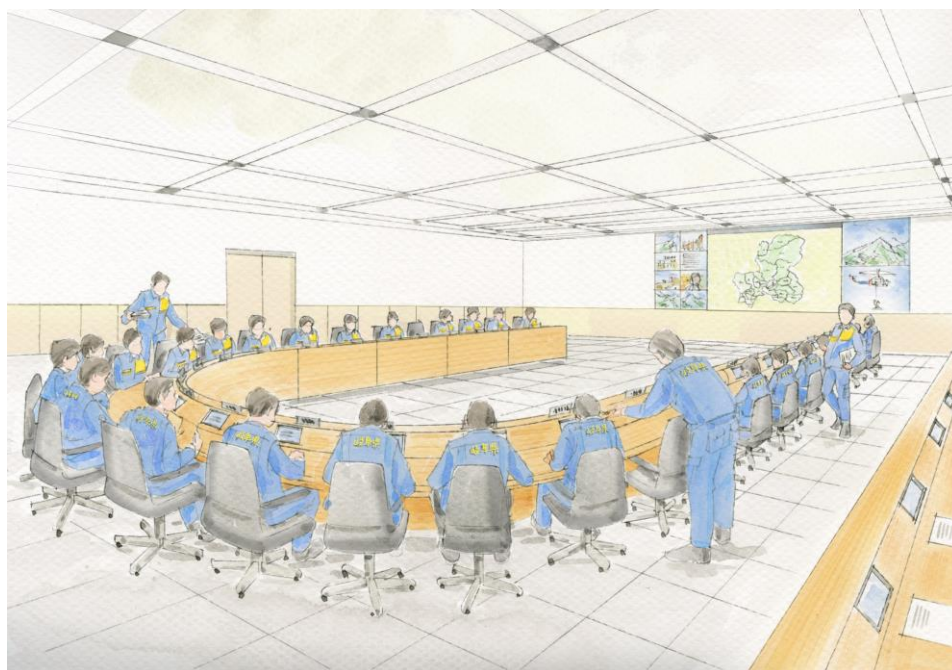
- ・災害対策の総合的な調整を行う災害対策本部員室を設置します。
- ・大規模災害時における国の現地災害対策本部との合同会議を想定した規模とします。
- ・災害時の被災状況等を迅速に把握するための大型ディスプレイや、テレビ会議システム等の設備導入を検討します。

○災害対策本部事務室

- ・災害情報等の収集、集約、作業等を行うスペースとして、最大100名程度の活動を想定した災害対策本部事務室を整備します。

○外部機関等要員室

- ・最大300名程度の活動を想定した庁内各部連絡員、外部機関職員（国、自衛隊、消防、他県、その他関係機関）用スペースを整備します。
- ・情報共有や連携強化のため、医療救護・食料物資等の対策チームが同一フロアで執務を行うことができる緊急対策チーム用スペースを整備します。



災害対策本部員室のイメージ

○防災情報通信室

- ・防災情報通信システムの機器の設置及びその操作等を行うスペースを整備します。

○食料・物資備蓄庫

- ・職員及び一時避難者用の食料、物資の備蓄用スペースを整備します。

○宿直室

- ・通常時の宿直者の利用及び災害時の利用を想定します。
- ・宿直室にはシャワー室を併設します。

○電気・機械室

- ・洪水による浸水を想定し、電気・機械室は2階以上に配置するとともに、想定される巨大地震の震度を想定した転倒防止対策を行い、建物の機能維持を図ります。

○ヘリポート

- ・災害時の円滑な対応や迅速な救助活動のため、新庁舎屋上や地上にヘリコプターの離着陸場等の設置を検討します。

○避難場所

- ・災害時の避難場所として、敷地内に公園や駐車場等の十分な広さを持ったオープンスペースを確保します。



災害対策本部事務室のイメージ

3) 迎賓機能

県を訪れる国内外の賓客の応接、表彰式典等の県の重要な行催事を、新庁舎で行うために、必要な設備を備えた迎賓機能を整備します。

各室とも県産の木材、和紙、陶磁器などを内装材、家具等に活用することで、岐阜県らしさを創出するとともに、県産材、県産品をPRします。

○講堂

- ・叙勲伝達、表彰式典、レセプション等のスペースとして、格調高い装飾の講堂を整備します。
- ・座席は可動式を検討し、多目的な利用を可能にします。

○特別応接室

- ・比較的人数の多い賓客との面談スペースを整備します。

○応接室

- ・賓客の人数に合わせた、中・小の面談スペースを整備します。

○応接控室

- ・賓客の待合スペースを整備します。



講堂のイメージ

4) 県民サービス機能

県民に開かれ、親しみの持てる県庁舎とするため、県民が憩い、交流できるスペース、県政や県内の様々な情報を発信するスペース等の県民サービス機能を整備します。

また、県産材や県産品を効果的に使用し岐阜県らしい空間とします。

○エントランスホール

- ・ 自然光を十分に取り入れた快適で明るい、開放的なエントランスとします。
- ・ 来庁者のための案内受付、待ち合わせ、休憩場所を設けます。
- ・ 案内受付には、大型ディスプレイやタブレット端末等の各種ICT技術の活用を検討し、庁舎案内やスケジュールボードによる行事案内も行います。
- ・ 県民交流や観光・物産・文化等イベントの開催が可能なオープンスペースを確保します。
- ・ 災害時において、周辺地域における一時的な避難場所などに利用することも想定します。



エントランスホールのイメージ

○展示コーナー

- ・岐阜の自然、歴史、文化等の魅力、県政情報を発信する常設スペース（(仮称)「清流の国ぎふ」コーナー）を設置します。
- ・県や県政に関わる書籍・映像等の媒体を集めたライブラリーを設けます。

○県民相談・情報公開スペース

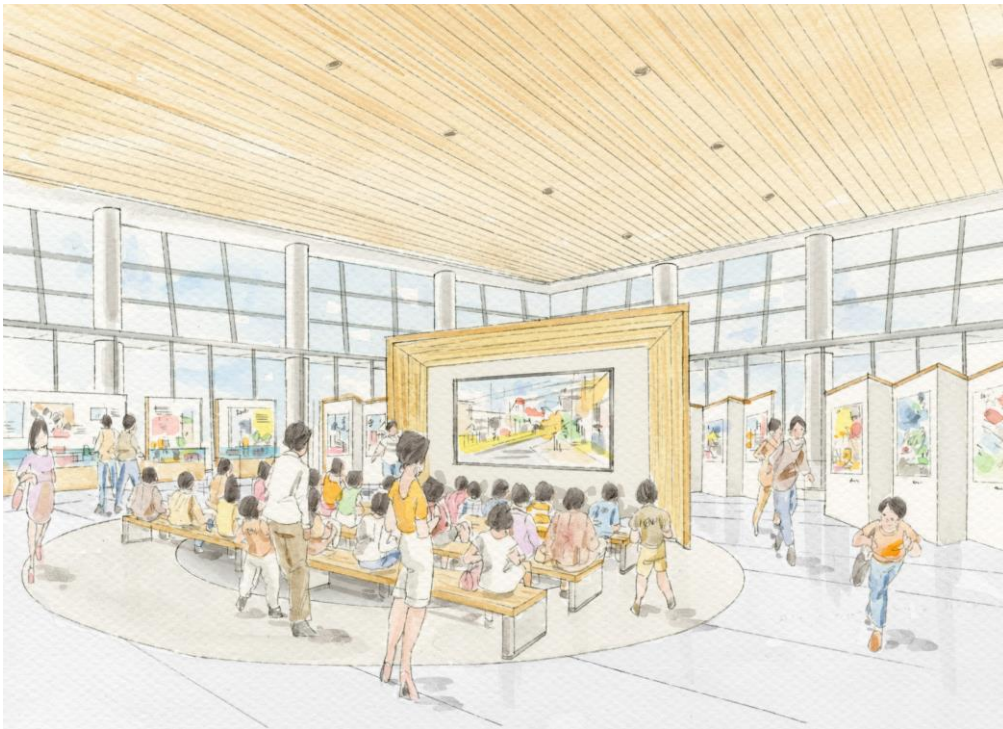
- ・県民からの各種相談、情報公開の受付、県の刊行物の閲覧を行うスペースを整備します。
- ・相談室及び待合室を設け、利用者のプライバシー保護に配慮します。

○展望ロビー等

- ・岐阜の街並みが一望できる展望ロビーを設置します。
- ・展望ロビー内にカフェ等の併設を検討します。
- ・眺望を活かしたイベントに対応するための機能を検討します。
- ・キッズスペースや授乳室を設置し、子ども連れの利用者に配慮します。

○公園

- ・県民の憩いの場となる緑あふれる公園を整備します。
- ・噴水等の水景についても検討します。
- ・イベントを行うためのスペースや設備を整備します。



展示コーナーのイメージ

5) その他機能

○福利厚生施設

- ・ 食堂、売店、書店、診療所、休養室を設置し、健康増進コーナー、託児所等の設置を検討します。
- ・ 売店には、県産品のPR・販売コーナーの設置もあわせて検討します。
- ・ 診療所は、職員の健康相談や急病人に対応できるスペースとします。
- ・ 休養室は男女別とし、妊娠中の女性が利用できるスペースも設けます。
- ・ 健康増進コーナーは、利用者の健康意識の向上、健康維持・増進に資するスペースとします。

○利便施設

- ・ 銀行、郵便局等を設置するとともに、利用者の利便性向上に必要な施設を検討します。

○交通施設

- ・ 駐車場、駐輪場、バス停留所、タクシー待合所等を利用者が使用しやすい位置に配置します。
- ・ 駐車場は利用者毎に明確に区分します。



食堂のイメージ

(2) 議会機能

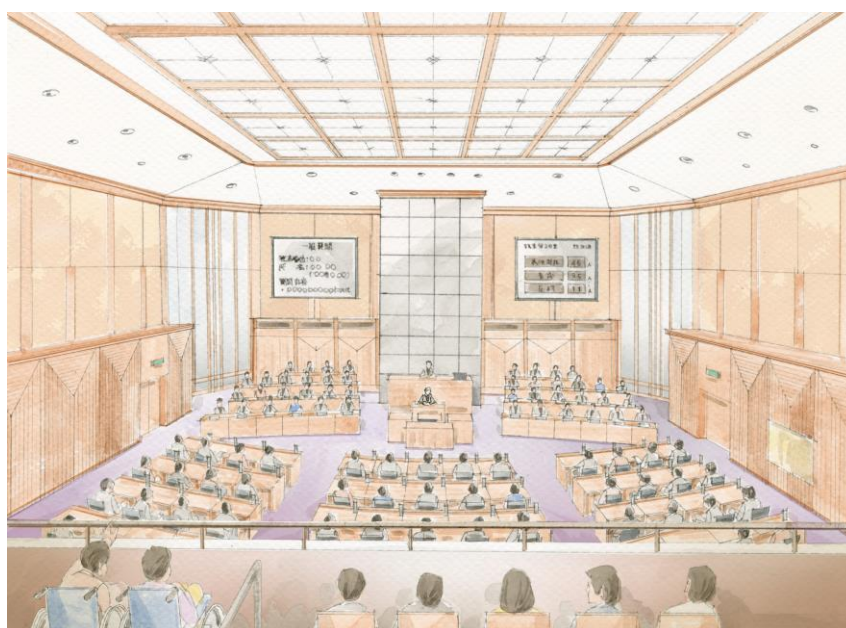
県民の代表が、効率的な議会活動を行うことができる議会機能を整備します。
また、県民に開かれた議会として、傍聴席、面会室等は県民が利用しやすい配置と広さを確保します。その一方で議場、委員会室等はセキュリティに配慮し、適切な入退室管理を行います。

○議場・傍聴席

- ・傍聴席には一般傍聴席と記者用傍聴席に加え、車いす利用者用傍聴席（10席程度）及びテレビカメラ用スペースを設けます。
- ・高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー化を推進し、必要な設備を整備します。
- ・利用者毎の動線を適切に分離し、セキュリティに配慮します。
- ・大型ディスプレイ、電子採決システム等、各種ICT技術の活用について検討します。

○議会関係室

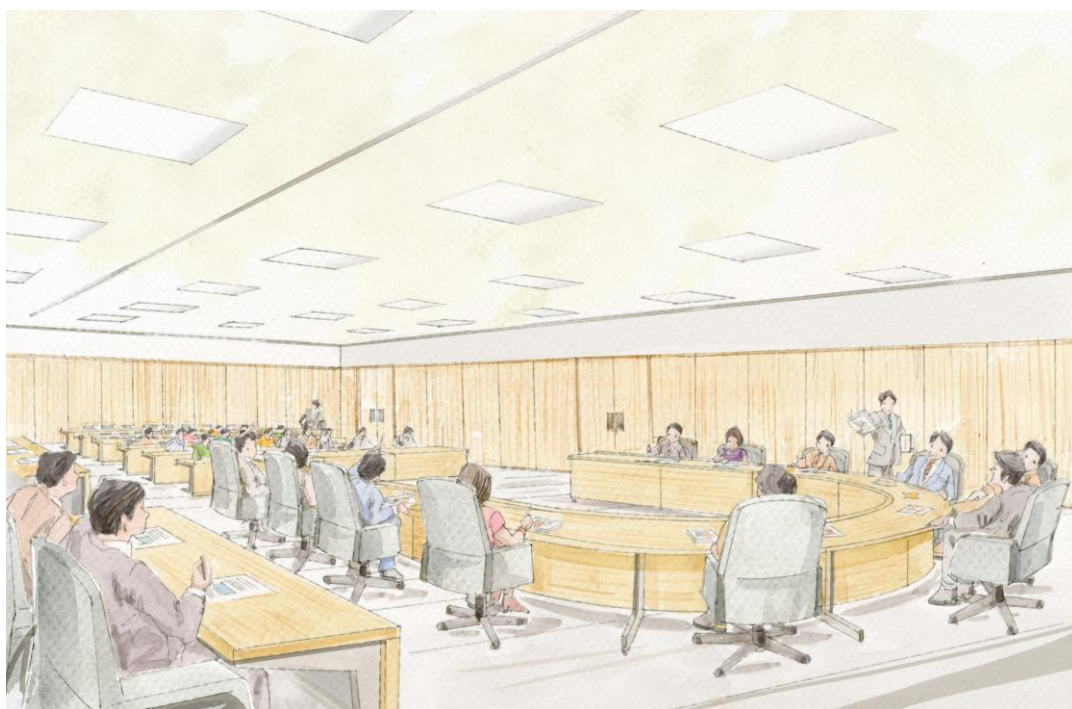
- ・議長・副議長室と議会事務局関係室を、近接して配置します。
- ・委員会室、議員控室、会議室等の議会関係室を、議場に近接して配置します。
- ・委員会室には傍聴者用のスペースを確保するとともに、各種ICT技術の活用について検討します。
- ・特別委員会室は、委員数の変更等に柔軟に対応できる構造・設備とします。
- ・県を訪れる国内外の賓客と面談する応接室及び待合スペースを整備します。
- ・議員控室は、会派の人数変更に対応できる構造・設備とします。



議場のイメージ

○その他

- ・ 図書室の設置にあたり、議員の効率的な調査研究に配慮するとともに、来庁者等も利用できる環境を整備し、レファレンスサービス^{※12}を提供します。
- ・ エントランスホール、面会室、展示・情報発信コーナー、飲食施設等を来庁者の利用しやすい位置に配置するとともに、適切に誘導するための案内受付を設けます。
- ・ 展示・情報発信コーナーは、議会活動や議会情報の発信、資料等の展示を行います。



委員会室のイメージ

※12 レファレンスサービス

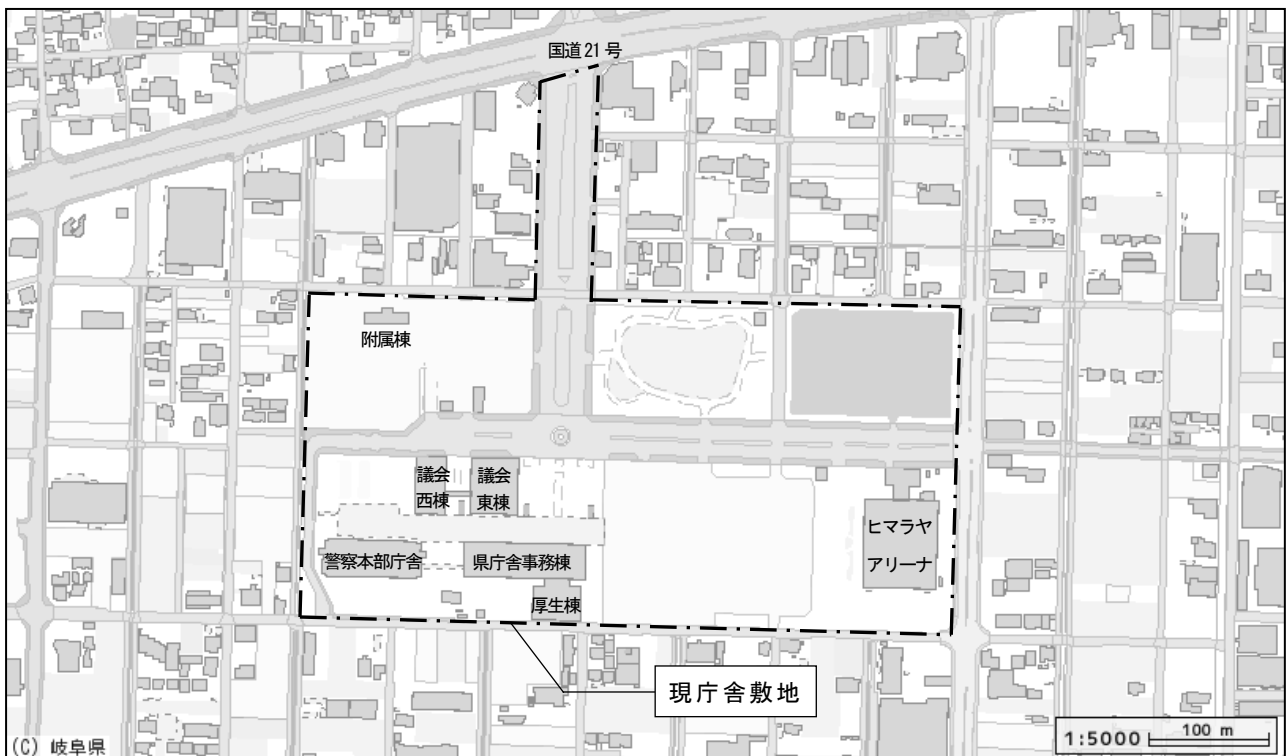
図書室の職員が、利用者の要望に応じて、調査、研究、学習に必要な資料の紹介や、検索を補助するサービス。

4 敷地条件

(1) 概要

新庁舎の敷地は、建設のための十分な広さが確保できること、交通アクセスや周辺における都市機能が充実していること、用地取得が不要であること及び移転に係る費用や時間が大幅に節減できること等の条件を踏まえ、現庁舎の敷地内を選定しました。

敷地条件の概要については次のとおりです。



所在地	岐阜市藪田南 地内	敷地面積	約 159,000 m ²
区域区分	市街化区域	用途地域	商業地域
建ぺい率	80%	容積率	400%
防火地域	準防火地域		

敷地条件概要

(2) 周辺地域の状況

1) 交通アクセス

当該敷地は、国道21号及び県道岐阜南濃線に接するため、岐阜市周辺の主要都市を結ぶ中核地点となっています。また、鉄道駅が近く、高速道路からの利便性に優れ、県内各地からアクセスしやすくなっています。

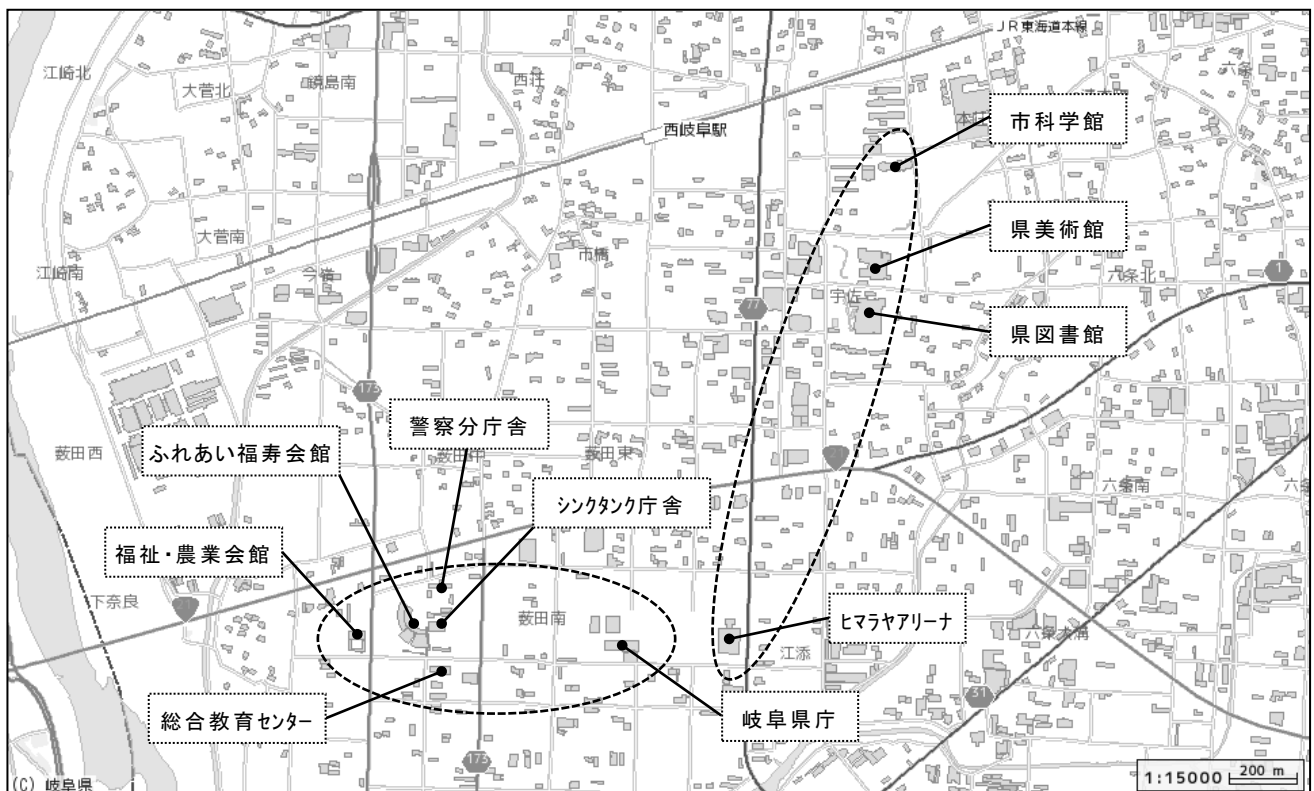
今後は、公共交通機関の充実についても検討し、来庁者及び職員の利用促進と一層の利便性向上に努めます。

2) 周辺施設

岐阜市藪田南地区周辺は、ふれあい福寿会館、福祉・農業会館、総合教育センター、シンクタンク庁舎、警察分庁舎等の県有施設の外、農協会館、医師会館、水産会館等の県関係団体施設が立地し、県の機関をはじめ各種団体の本部が集中するエリアです。

また、藪田南地区から北東の宇佐地区にかけては、ヒマラヤアリーナ、県図書館、県美術館等の文化・スポーツ施設が立地しています。

新庁舎を整備する上で、地区の個性や活力を引き出すことができるよう、各周辺施設との関わりや連携に配慮していきます。

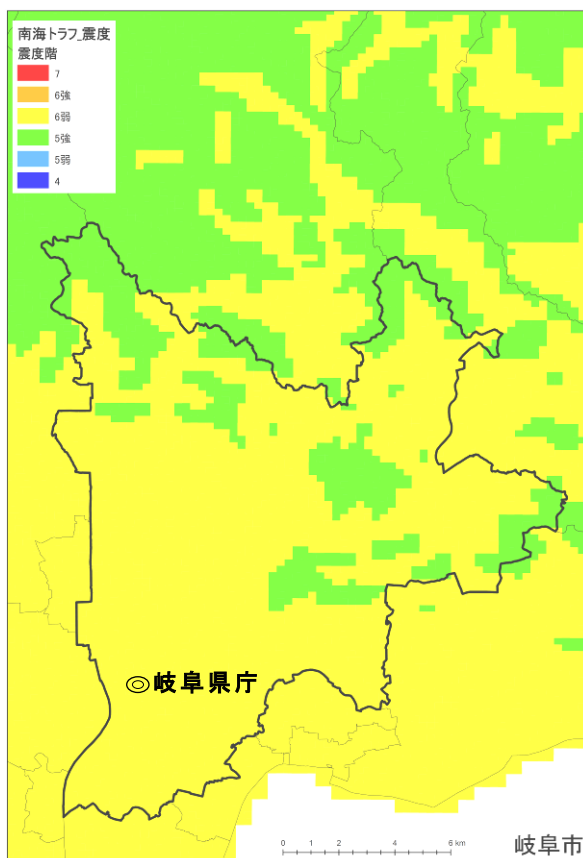


周辺地域の主な施設

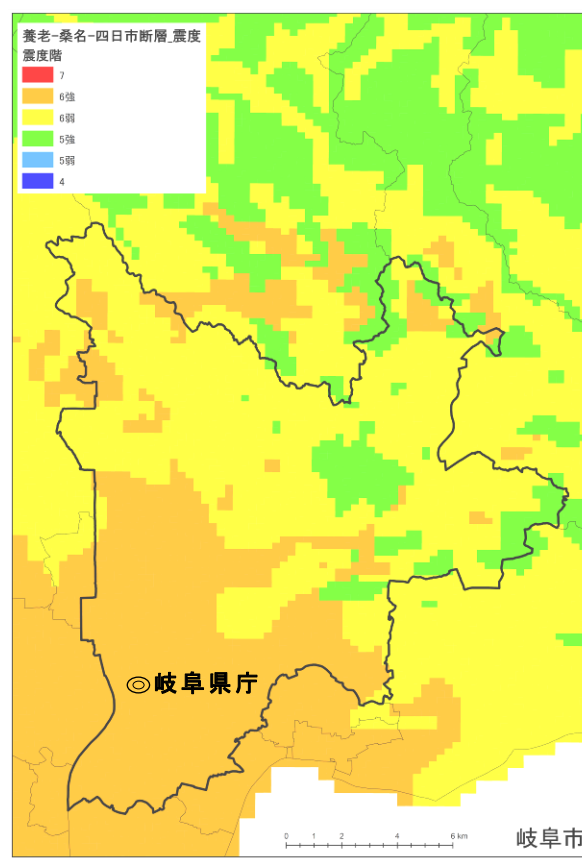
(3) 災害対策

1) 地震

本県の「平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」によると、岐阜市では、南海トラフ巨大地震時に震度6弱、内陸の活断層（養老－桑名－四日市断層帯）による直下型大地震時に震度6強の地震が想定されています。新庁舎はこれを前提に、耐震対策を行う必要があります。



南海トラフ巨大地震
震度階マップ



養老－桑名－四日市断層帯地震
震度階マップ

2) 浸水

当該敷地は、長良川浸水想定区域内（H23.3.7国土交通省中部地方整備局告示第31号）に位置し、長良川氾濫時には2m未満の浸水が想定されています。また、昭和51年の9.12豪雨災害において、現県庁舎1階部分が浸水した経緯もあります。

新庁舎には適切な浸水対策を施すとともに、洪水発生時に周辺住民等が避難できる場所としての機能も検討します。

5 敷地利用の考え方

(1) 基本的な考え方

敷地利用の基本的な考え方は次のとおりとします。

- ① 建物は県庁舎としてのシンボル性を有し、来庁者からわかりやすい配置とします。
- ② すべての利用者にとって、安全で機能的な動線計画とします。
- ③ 敷地内は、「清流の国ぎふ」の象徴としてふさわしい、水と緑の豊かな魅力ある空間とします。

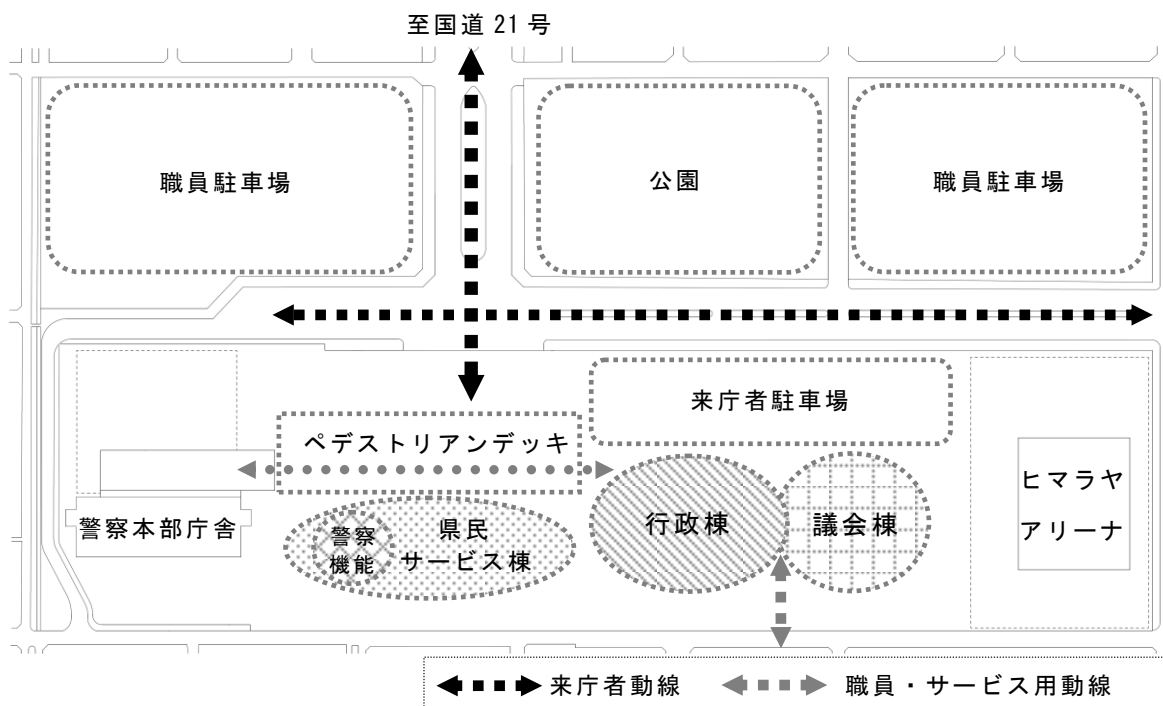
(2) 配置計画

各部門の独立性確保と動線分離を図るため、新庁舎は県庁舎敷地内の南側に行政機能を担う庁舎と議会機能を担う庁舎（議会棟）を配置します。更に行政庁舎は、本庁執務機能を中心とする庁舎（行政棟）と、来庁者の利用が多い機能を中心とする庁舎（(仮称)県民サービス棟）に分離することで、利便性が高く、わかりやすい配置とします。

また、警察本部庁舎を含めた各棟をペDESTリアンデッキにより接続することで、相互の連絡性に配慮します。

なお、現庁舎跡地は県民サービス棟（警察機能を含む。）、駐車場、広場としての活用を検討します。

敷地内の北側には駐車場や公園等のオープンスペースを設け、イベント時等における活用や、災害時の避難場所としての利用を想定します。



(3) 動線計画

敷地へのメインアプローチは敷地北側の国道21号からとした上で、来庁者のアクセスに配慮した敷地東側からのアプローチと、職員・サービス用の敷地南側からのアプローチを設けます。

敷地内の動線は、すべての利用者が自動車や自転車、バス、徒歩等でスムーズにアクセスできるように単純明快なものとし、敷地内にはバス停留所、タクシー待合所を設けます。

また、駐車場の出入口を敷地外側に設けるなど、可能な限り歩行者の動線との分離を図ります。

(4) 外構計画

公園や屋上広場、敷地境界、敷地内道路等の緑化を推進し、緑あふれる魅力的な空間を計画します。

また、地下水や雨水・中水を活用した噴水やカスケード^{※13}等の利用者が憩う親水空間の創出を検討します。



外構のイメージ

※13 カスケード

建物の外構に人工的に設けられた階段状に連続した小さな滝のこと。

6 新庁舎の規模

(1) 周辺県有施設から新庁舎への機関集約

ふれあい福寿会館や総合教育センターには、平成25年3月末に閉庁した岐阜総合庁舎から岐阜土木事務所等の県機関（出先機関）が移転しました。

しかしながら、これらの施設は本来行政機関の執務を目的とした施設ではなく、スペースも手狭であるとの指摘もあることから、従来から入居している県機関も含めて配置を見直し、その一部を新庁舎へ集約することとします。集約を検討している県機関は次のとおりです。

施設名	機関名		延床面積
ふれあい福寿会館	岐阜県税事務所	岐阜農林事務所	約6,000㎡
	岐阜保健所本巣・山県センター	岐阜土木事務所	
	県民生活相談センター	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	
総合教育センター	岐阜教育事務所	—	

集約を検討している県機関

(2) 職員数・議員数

1) 現庁舎に勤務する職員数

平成27年4月現在、県庁舎（事務棟・議会棟）に勤務する職員数（再任用職員等を含む。）は約2,000人、集約を検討している県機関に勤務する職員数を含めると約2,400人（関係団体、銀行等の入居機関は除く。）になります。

2) 新庁舎の想定職員数

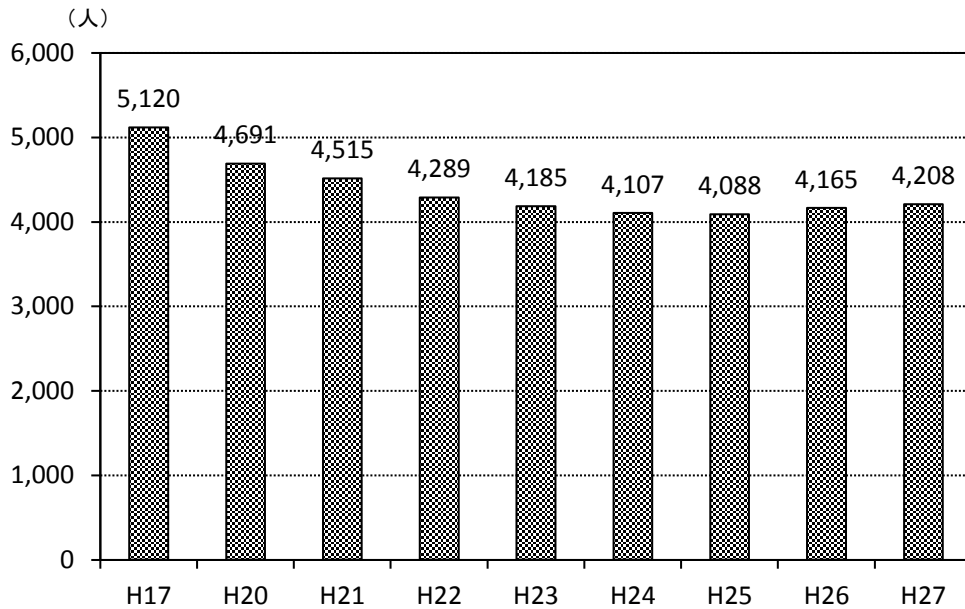
長期的な職員数の動向については、人口減少や高齢化等の社会情勢の変化に伴う行政需要の多様化、国からの権限移譲や市町村への権限移譲、行政改革やICTによる業務の効率化等の様々な要因により変化するため、現時点では不明確です。

また、近年の職員数は、これまでの行財政改革の取組により知事部局等で、既に相当数の職員定数の削減が行われてきました。一方で、県庁舎に勤務する職員数は大きく変化することなく2,000人前後で推移しております。

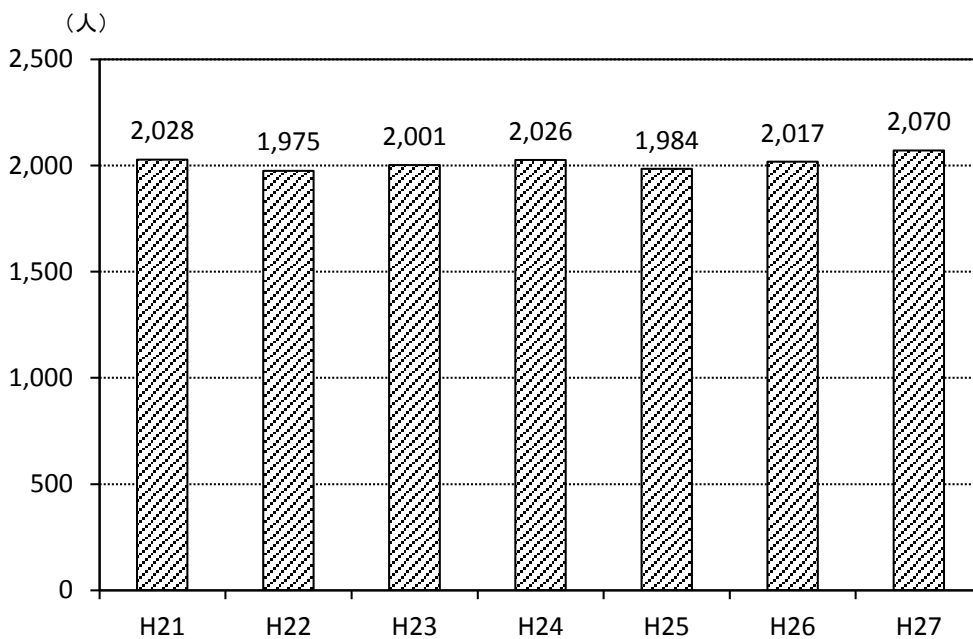
このため、新庁舎の想定勤務人数は、現庁舎の勤務人数2,400人程度を基準とします。

3) 議員数

新庁舎の想定議員数は、平成27年4月現在、条例で定める議員定数である46人とします。



知事部局等職員数の推移



県庁舎（事務棟・議会棟）に勤務する職員数の推移

(3) 新庁舎の規模

新庁舎における行政棟・県民サービス棟及び議会棟の規模は次のとおりですが、設計の段階で必要な見直し・修正を行うものとします。

また、駐車場は新庁舎に集約を検討している県機関分を確保した規模とし、現状を維持するよう努めます。

1) 行政棟・県民サービス棟

区 分			現況面積(㎡)	計画面積(㎡)	備 考	
専用部	本庁機関	執務室	12,535	17,700	最近建替えた県庁舎の職員一人あたり面積×職員数	
		会議室	2,509	4,700	現況面積＋必要面積	
		書庫・倉庫	5,311	5,500	現況面積程度	
		その他諸室	3,430	3,800	現況面積程度	
	現地機関	執務室	2,097	2,500	最近建替えた県庁舎の職員一人あたり面積×職員数	
		会議室	464	500	現況面積程度	
		書庫・倉庫	1,321	1,300	現況面積程度	
		その他諸室	55	100	現況面積程度	
	危機管理機能			565	1,700	現況面積＋必要面積 (災害対策本部の拡充等)
	迎賓機能			180	900	現況面積＋必要面積 (講堂・特別応接室の新設等)
	県民サービス機能			356	3,500	現況面積＋必要面積 (エントランスホール・展望ロビーの新設等)
	その他機能			1,903	2,100	現況面積程度
	計			30,726	44,300	
	共用部			16,432	31,700	最近建替えた県庁舎の標準的な割合
	合 計			47,158	約 76,000	(警察機能を除く。)

2) 議会棟

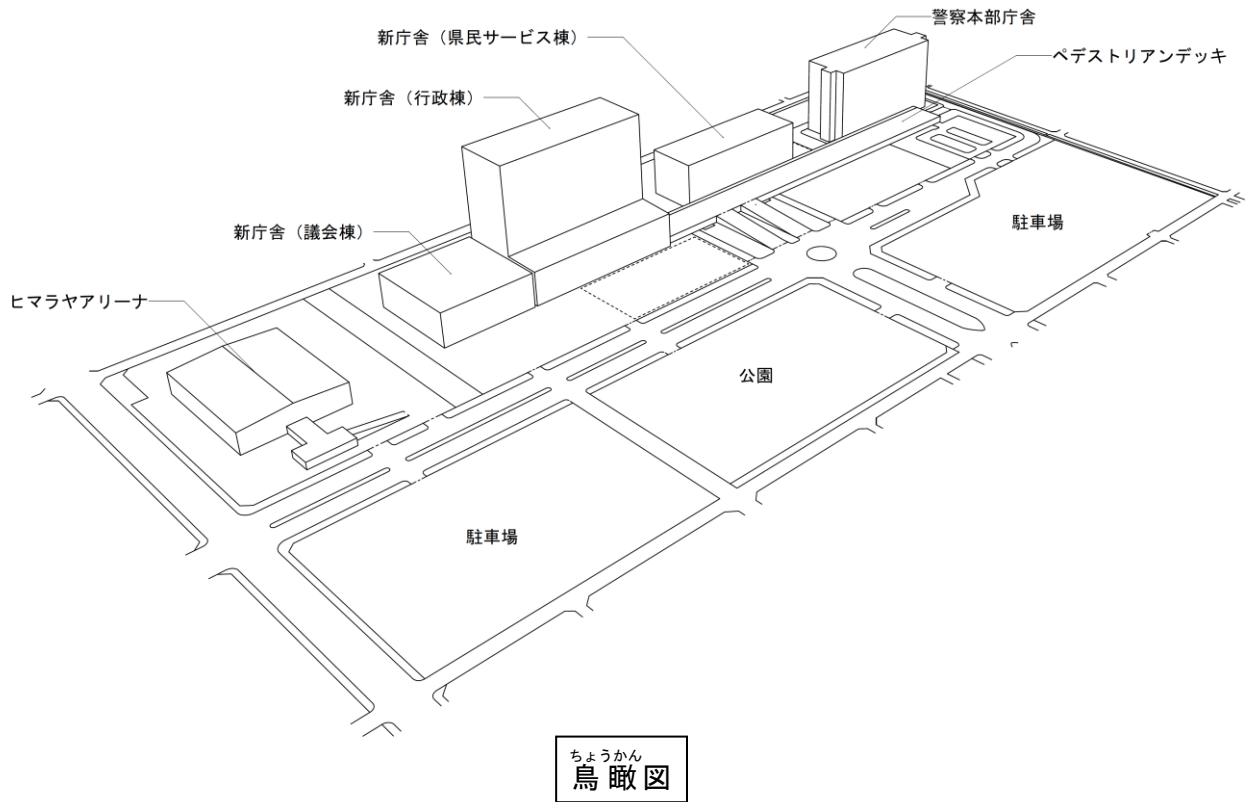
区 分		現況面積(m ²)	計画面積(m ²)	備 考	
専用部	議会機能	議場・傍聴席	569	700	現況面積＋必要面積 (傍聴席の増、車いす席新設)
		委員会室	1,014	1,900	最近建替えた県庁舎の議員一人あたり面積×延べ委員数
		議員関係室 (議長・副議長室 ・議員控室)	1,031	1,100	現況面積程度
		会議室	736	700	現況面積程度
		議会事務局 関係室	465	800	最近建替えた県の職員一人あたり面積×職員数 [事務局室以外] 現況面積程度
		図書室	156	300	現況面積＋必要面積 (県民閲覧スペース等の拡充)
		面会室	225	200	現況面積程度
		展示・情報発信 コーナー	45	100	現況面積＋必要面積 (展示コーナー新設)
		その他諸室	454	400	現況面積程度
計		4,695	6,200		
共用部		2,419	4,900	最近建替えた県庁舎の標準的な割合	
屋内駐車場		1,924	1,900	現況面積(約50台)程度	
合 計		9,038	約 13,000		

3) 駐車場

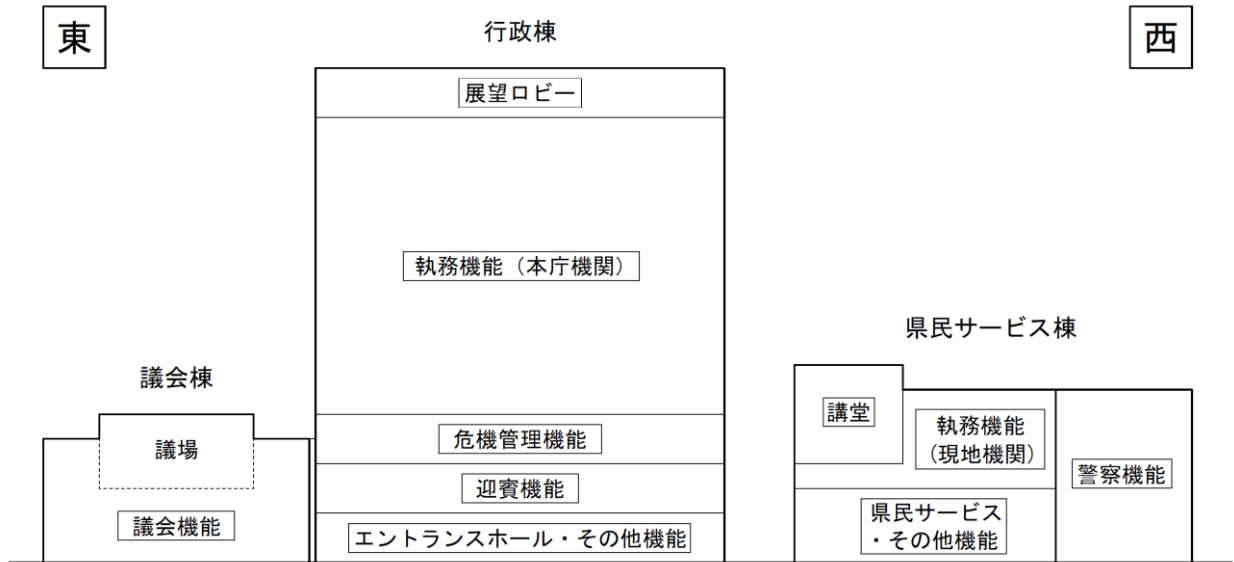
- ① 県庁舎敷地内 約 2, 2 0 0 台(議会棟の屋内駐車場は除く。)
- ② 県庁舎敷地外 約 1, 1 0 0 台

(4) 新庁舎のイメージ

新庁舎の規模や「5 敷地利用の考え方」等を基に、新庁舎のイメージの1つを以下に示します。新庁舎の配置・形状については、今後の設計時に機能や景観等を総合的に検討し決定していきます。



ちょうかん
鳥瞰図



東-西 断面構成図

※ あくまでイメージであり、確定した計画内容ではありません。

7 事業費・スケジュール

(1) 事業費・財源

1) 事業費

新庁舎建設工事費の目安としては、最近建設された他県庁舎の実績を参考に、建設単価を約56～62万円/m²と仮定し、現時点の想定延床面積を基に、約500～550億円と試算しました。

新庁舎建設工事費の他に、設計・監理費、移転費、現庁舎の解体費、外構の整備費等を想定しています。

なお、新庁舎建設工事費は、設計の中で更に精査を行うこととし、その他の事業費についても、実施内容を踏まえ今後検討していきます。

2) 財源

新庁舎整備の財源には、平成25年度から積み立てを行っている「県有施設整備基金」を充てることとしています。

新庁舎の建設は、多額の費用を要するため、財政負担の平準化を図っていきます。

(2) スケジュール

新庁舎（行政棟・議会棟）の建設には、設計から竣工まで最短でも6年を要すると考えられますが、この場合、平成28～30年度に設計、平成31～33年度に建設工事を行い、平成34年度中に移転することになります。

なお、新庁舎の移転後も、現庁舎の解体工事や新庁舎（県民サービス棟）の建設、外構工事等の実施を想定しています。

<最短スケジュール>

区分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
設計	設計者選定 ●-----●		●				
		(約24ヶ月)					
工事			●-----●				●
			●		(約36ヶ月)		
移転							●-----●
							(約6ヶ月)

8 今後の進め方

来年度は設計者の選定を経て設計に入りますが、次の項目に留意し、検討を進める必要があります。

○性能・機能

本構想では、新庁舎に必要な性能・機能について、基本的な方針を示しましたが、今後具体的に設計と条件を整理する段階において、必要性やコストを考慮し、詳細な検討を行う必要があります。

○規模

新庁舎の規模については、求められる性能・機能を満たすために必要な面積を算出しましたが、今後具体的なレイアウトを検討する中で、精査していくこととしています。

○事業費

設計と条件の整理や資材価格・人件費の変動等により、事業費が変動する可能性があります。県の厳しい財政状況を勘案し、可能な限りコスト削減に努めるとともに、事業費の見直しに対しては、その理由を明らかにし、説明責任を果たしていきます。

○スケジュール

現庁舎は耐震性等の危機管理上の課題があり、早急な新庁舎の整備が求められています。事業に遅延が生じないように、適切なスケジュール管理、コスト管理、リスク管理、関係者との調整に努めます。

○事業手法

設計と工事は、各段階で県の意向を反映しやすく、早期整備が可能であるため、個別に発注します。また、工事については、可能な範囲で分割することで、県内事業者の受注機会の増大を図ります。WTO政府調達協定^{※14}により県内事業者に限定することができない業務については、共同企業体（JV）方式を採用し、県内事業者もその構成員として参加できるよう努めます。

※14 WTO政府調達協定

1996（平成8）年1月に発効した国際約束（条約）。建設工事では、受注事業者の条件に地域要件（県内に事業所を有する等）を付加することができない。県等が発注する場合、建設工事は24億7千万円、設計・コンサルティング業務等は2億4千万円以上が対象となる。

9 県庁舎周辺県有施設の利活用の検討

県庁舎周辺県有施設には、築後相当期間の経過による老朽化、入居機関・団体の増加による執務スペースの狭隘化等の課題への対応の他、今後予定されている県機関の転出に備えて、利活用の検討の必要性が生じています。

○ふれあい福寿会館、総合教育センター

平成25年3月末の岐阜総合庁舎閉庁に伴い、当該施設へ県機関が移転しましたが、執務スペース等に課題があることから、既設の県機関と合わせて、配置の見直しを行い、7機関について新庁舎への集約を検討しています。

○福祉・農業会館

平成31年3月までに、当該施設から中央こども相談センター等の転出が予定されており、空きスペースが生まれる見込みとなっています。

○シンクタンク庁舎

岐阜総合庁舎閉庁に伴い県関係団体が新たに入居したため、執務スペースが手狭となっています。

当面の課題として、施設の老朽化に関しては、予防保全の考え方を取り入れた維持修繕・更新を計画的に実施し、長寿命化を図る必要があります。

また、施設の狭隘化対策や空きスペースの利活用策として、例えばシンクタンク庁舎内の関係団体に対し、ふれあい福寿会館や福祉・農業会館に生じる空きスペースへの移転を促進する等、県庁舎再整備に併せて入居機関・団体の再配置・機能集約の検討を行います。

中長期的な課題としては、耐用年数や維持管理経費、施設需要等を総合的に検討し、建替え、廃止等を判断していきます。

岐阜県庁舎再整備基本構想

策定 / 平成 2 8 年 3 月

発行 / 岐阜県総務部管財課

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111

FAX 058-278-2550

E-mail c11116@pref.gifu.lg.jp